

# 学校バリアフリーガイドブック 記事案

<学校バリアフリー化のポイント（建物配置・屋外環境のバリアフリー）>

## 【目次】

1. 外部から建物に入りしやすく、建物間の移動がしやすい建物配置
2. 安全で移動しやすい敷地内通路
3. 建物から円滑に移動でき、利用しやすい屋外運動場
4. 利用しやすい駐車場



## I. 外部から建物に入りしやすく、建物間の移動がしやすい建物配置

車いす使用者等が敷地外から校舎等までのアクセスがしやすいよう、建物までの距離が短く、段差が発生しないような建物配置とすることが重要です。また、校舎間の移動が円滑になるようスロープの設置や段差解消機の活用なども検討しながら、動線が短く、上り下りがない動線とすることが重要となります。また、今後、校舎の増改築等が行われる見込みがあるかどうかを確認し、その可能性が高い場合には、増改築が行われた際であっても、建物間の移動が容易となるよう、あらかじめ計画しておくことも検討の観点として必要となります。

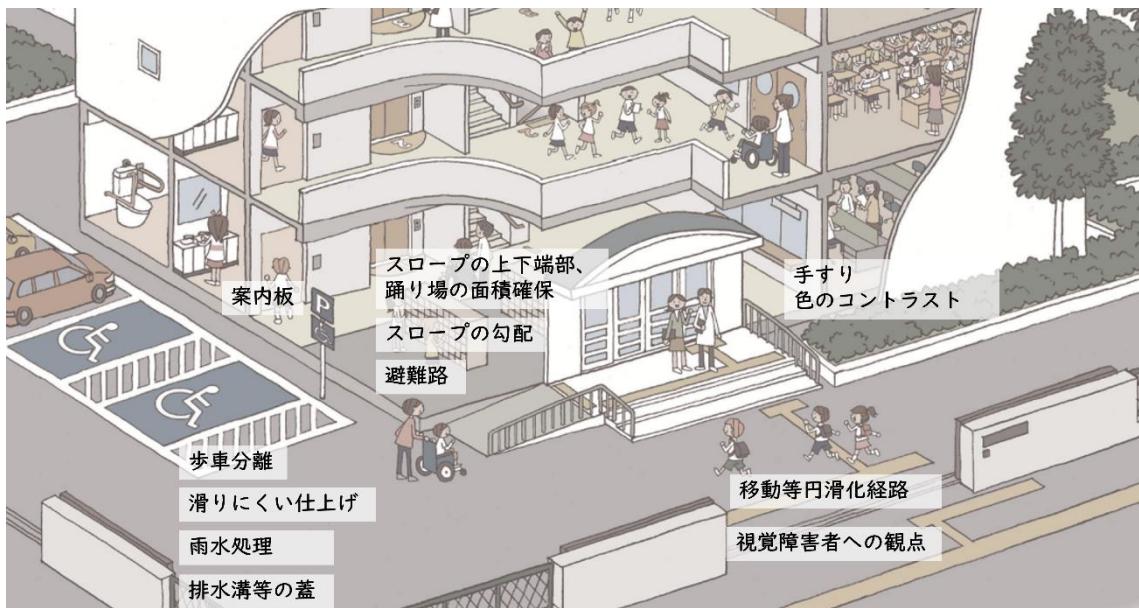
### (建物配置の検討のポイント)

- ・ 敷地境界及び駐車場等から明確で、できる限り段差のない建物配置とすることが重要である
- ・ 校舎間、校舎と屋内運動場間等の移動については、動線が短く、できる限り円滑な平面移動が可能な建物配置とすることが重要である
- ・ 児童生徒数の将来動向を的確に検討、把握し、校舎の増改築など建物間の移動に影響する要因を敷地全体で十分に検討するなど、長期的な視野に立った建物配置とすることが重要である

### [事例 ※整備事例へリンク]

- [北区立飛鳥中学校 校舎と屋内運動場の渡り廊下の段差解消](#)
- [神戸市立灘の浜小学校・灘さくら支援学校 屋外運動場へのアクセス](#)
- [中央区立晴海西小学校 昇降口へのアプローチ](#)

## 2. 安全で移動しやすい敷地内通路



敷地外から校舎等までの通路については、車いす等での移動をしやすくするため、歩行者と車との動線分離や直線的な動線とするなどの明快さ、雨天時を想定して、水たまりができにくくしたり、晴天時も含め、滑りにくい表面とするなどの対応が必要となります。また、建物へのアプローチに当たっては、段差がある場合にはスロープが必要となりますが、スロープの長さが著しく長くなる場合には、段差解消機等の活用を検討することも有効です。また、視覚障害者への対応として、歩行者の動線上に、敷地外からの連続性も配慮しながら、点字ブロックの設置を検討したり、聴覚障害者への対応として、入り口のインターホンをモニター付きのものにするなどの配慮を行うことも計画に当たって必要な視点となります。

### (敷地内通路の計画のポイント)

- 敷地境界及び駐車場から建物の出入口までの通路、建物間の通路等の敷地内通路は、歩行者と車の動線を分離した計画とし、安全かつ円滑に利用できるものとすることが重要である
- できる限り段差を設けず、表面は滑りにくい仕上げとすることが重要である。  
やむを得ず段差が生じる場合は、適切な幅員及び勾配のスロープ、段差解消機等を設置することが重要である

[段差が生じる場合の基準] ※建築物移動等円滑化基準に規定

- 手すりを設ける
- 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと

により段を容易に識別できるものとする

- 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない
- ・ 路面の雨水処理には十分に留意することが重要である
- ・ スロープの上下端部、踊り場は、車いすの利用者も含め、施設の利用者の円滑な移動が可能となるよう、十分な面積を確保することが望ましい

[スロープの基準] ※建築物移動等円滑化基準に規定

- 勾配が $1/12$ を超える、又は高さが16cmを超える、かつ、勾配が $1/20$ を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける
- 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること
- ・ 通路やスロープを横断する排水溝等の蓋は、通路面との段差をなくし、蓋のスリット等は杖や車いすのキャスター等が落ちないように配慮することが重要である

#### (避難路の整備のポイント)

- ・ 津波等災害時の緊急避難場所への避難路は、車いすの利用者等の利用も踏まえ、スロープとすることが重要である。この場合に、適切な勾配を確保することが困難な場合は、周囲の助けを得て押し上げもらうことを前提とした勾配のスロープとすることも有効である
- ・ 災害時の避難時間を短縮するために、避難経路を複数確保することが望ましい

#### (視覚障害者への観点)

視覚障害者の利用が想定して、移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路等は、次に掲げるものとすることが必要です。

- ・ 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける（進行方向を変更する必要がない風除室内を除く）
- ・ 車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する

- ・ 建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける（案内所を設ける場合を除く）

建築物移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容や設計例等については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（令和 7 年 5 月国土交通省）の「第 2 章 I. 敷地内の通路」（P29～P35）を参照。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892119.pdf>

### 3. 建物から円滑に移動でき、利用しやすい屋外運動場

(アクセスしやすい配置、段差のないアプローチ)

- ・ 建物の出入口から屋外運動場へ至る通路には、できる限り段差を設けないように計画することが重要である
- ・ やむを得ず段差が生じる場合は、適切な幅員及び勾配のスロープ、段差解消機等を設置することが重要である



昇降口から屋外運動場へ段差なくアクセスできるように計画されている事例  
(東京都中央区晴海西小学校・中学校)

### (屋外運動場の表層の仕様)

屋外運動場の表層の仕様によっては、車いすでの移動しやすさが変わります。例えば、人工芝が張られた屋外運動場では、芝の種類、長さによっても移動のしやすさが変わってきます。障害当事者からも移動のしやすさなどの意見も聞きつつ、転倒時の安全性などの観点も考慮しながら、仕様を検討することが重要です。

また、芝などの比較的汚れの発生が少ない仕様にすることによって、一足制の導入が容易となり、昇降口や教室からの出入口等の段差の段差をなくす設計も容易となります。



グラウンドにショートパイルの人工芝を使用した事例  
(東京都北区飛鳥中学校)

#### 当事者(車いす使用者)からのコメント

人工芝の長さが長いと、芝が車いすの車輪に絡まって動きにくくなってしまうことがあります。  
飛鳥中学校の人工芝は縮毛タイプで長さ18mmのものを採用しており、珪砂も10mm入って  
いたので芝が短く感じ、移動しやすかったです。

## コラム 遊具のバリアフリーについて

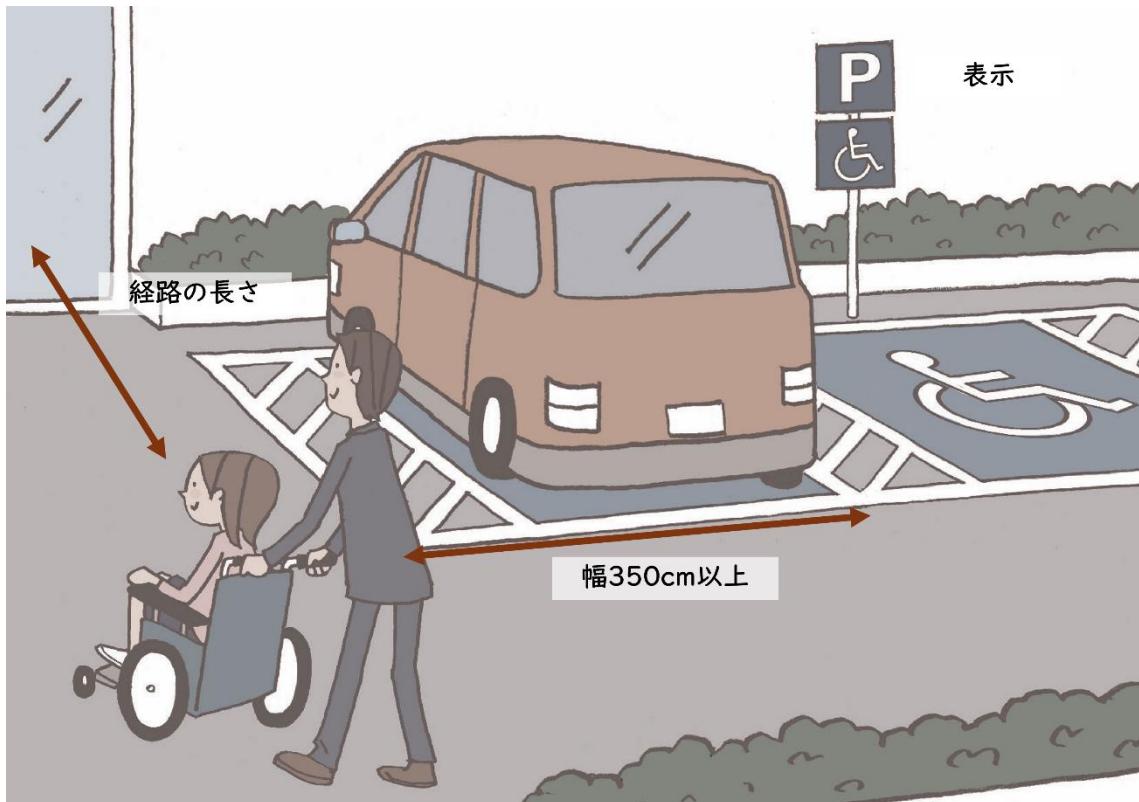


車いすでも上ることができる  
スロープ

屋外運動場に設置する遊具にもバリアフリー仕様のものがあります。

例えば、豊島区立西巣鴨小学校では、運動場改修の際に、誰もが楽しく遊ぶことができるよう、車いすでも上ることができるスロープ等を備えたインクルーシブな遊具を設置しています。現在は、休み時間や放課後の校庭開放などで使用されています。

#### 4. 利用しやすい駐車場



学校においても、車いす使用者用の駐車場を設けることが重要です。その際には、バリアフリー基準に基づいて、必要なサイズを満たした駐車場を設けることが重要です。また、駐車場からの乗り降りに際しては、雨天時の対応を想定して、乗り降りの場に屋根を設けたり、屋根のある場所に駐車場を設けることが有効です。加えて、乗り降りの場から校舎等への移動に際しても、屋根等があるところへスムーズに移動できるよう駐車場の配置等を検討することも必要な検討の観点です。

### (駐車場の位置などのポイント)

- ・ 建物の出入口に到達しやすい安全な位置に、十分なスペースを持つ車いす使用者等の利用する駐車場を確保することが望ましい
- ・ 車いす使用者等の利用する駐車場には、わかりやすい表示をすることが望ましい

[駐車場に関する主な基準] ※建築物移動等円滑化基準に規定

- ① 駐車スペースのうちの 2 %は車椅子使用者用の駐車スペースとする  
※駐車スペースが 200 カ所以下の場合
- ② 車椅子使用者用駐車施設の幅は 350cm 以上
- ③ 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける。
- ④ 移動等円滑化の措置がとられた駐車施設の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設ける。
  - ・ 表示板（標識）は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
  - ・ 表示板（標識）は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が JIS Z 8210 案内用図記号に定められているものは、これに適合するもの）とする

建築物移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容や設計例等については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（令和 7 年 5 月国土交通省）の「第 2 章 2. 駐車場」（P36～P45）を参照。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892119.pdf>

## 【改修】垂直動線の整備手法 増築を行わないエレベーターシャフトの整備

今回は、増築を行わないエレベーター整備を行った事例をご紹介します。

既存建物へのエレベーター整備には、エレベーター棟を増築して整備する方法と、既存建物内にエレベーターシャフトを作成し、増築せずに改修により整備する方法等があります。増築を行わずに整備を行うと、高さ制限に抵触するリスク等を軽減することが可能となります。

### ①トイレをエレベーターに改修した事例（豊中市立東豊中小学校）

豊中市立東豊中小学校では、トイレが各階で同じ位置に配置されていることに着目し、利用頻度の低いトイレが設置されていた場所の床スラブを貫通させることでエレベーターシャフトを確保しました。

生徒数 491名（令和7年度）

構造 RC造

竣工年 昭和42年

改修年 令和2年

工期 9か月

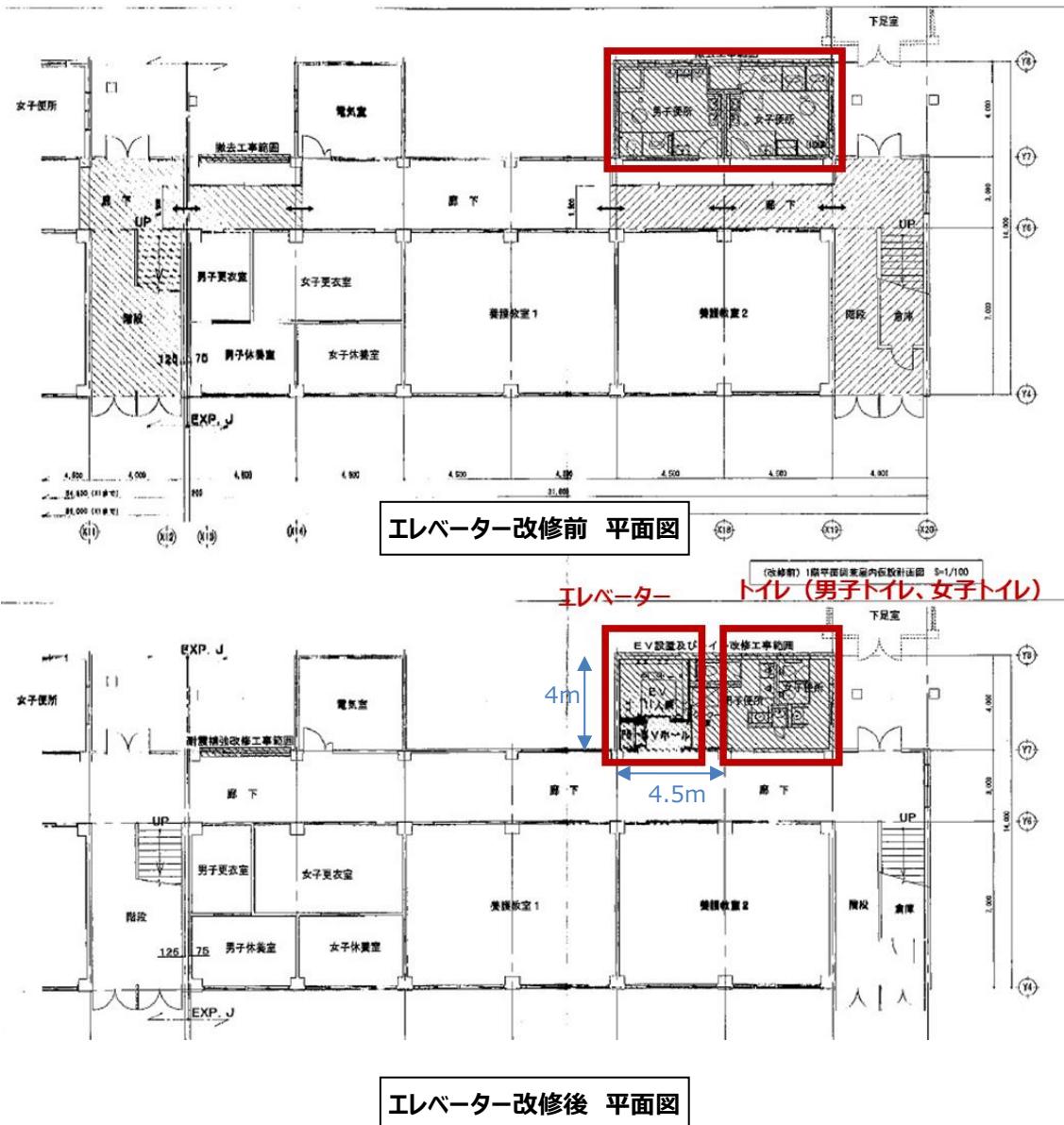
費用 約1億1,400万円

（エレベーター工事 約3,600万円、トイレ改修工事 約7,800万円）

エレベーターの大きさ 11人乗り

- エレベーターシャフトの増築での改修を計画すると、建築基準法での高さ制限、北側斜線、道路斜線、日影規制や防火設備に既存不適格があり予算の都合上解消が難しかったことから、既存校舎の改修工事として、遡及適用を回避した
- エレベーターの設置位置については、上下階で共通の設計がなされているトイレに着目し、利用率が低いトイレの一部の床を撤去し、エレベーターシャフトを設けている





## ②空き教室や倉庫をエレベーターに改修した事例（北区立飛鳥中学校）

北区立飛鳥中学校では、大規模改修の際に、空き教室や倉庫を利用してエレベーターを設置しました。

生徒数	321人
構造	RC 造(一部 S 造)
竣工年	昭和 42 年等
改修年	令和 4 年
工期	約 8 か月
費用	約 2,600 万円
エレベーターの大きさ	13 人乗り

- 当該敷地は東京都指定史跡範囲等であることから、大規模な増改築工事が難しかったため、当初は、エレベーター棟の増築を検討した
- しかし、日影規制の既存不適格の解消が難しかったため、増築ではなく、空き教室や倉庫部分の床を撤去し、エレベーターシャフトのスペースを確保することでエレベーターを整備することとした



改修前



改修後

### ③給食配膳用のエレベーターを人荷共用に改修した事例（沖縄市立美原小学校）

沖縄市立美原小学校では、給食配膳用のエレベーターを児童生徒が利用できる人荷共用エレベーターに改修することで工事費用を削減することを可能にしています。

生徒数	752 人(令和 7 年度)
構造	RC 造
竣工年	平成 2 年
改修年	令和 5 年 3 月
工期	約 7 か月
費用	4,700 万円(建築工事含む)
エレベーターの大きさ	20 人乗り

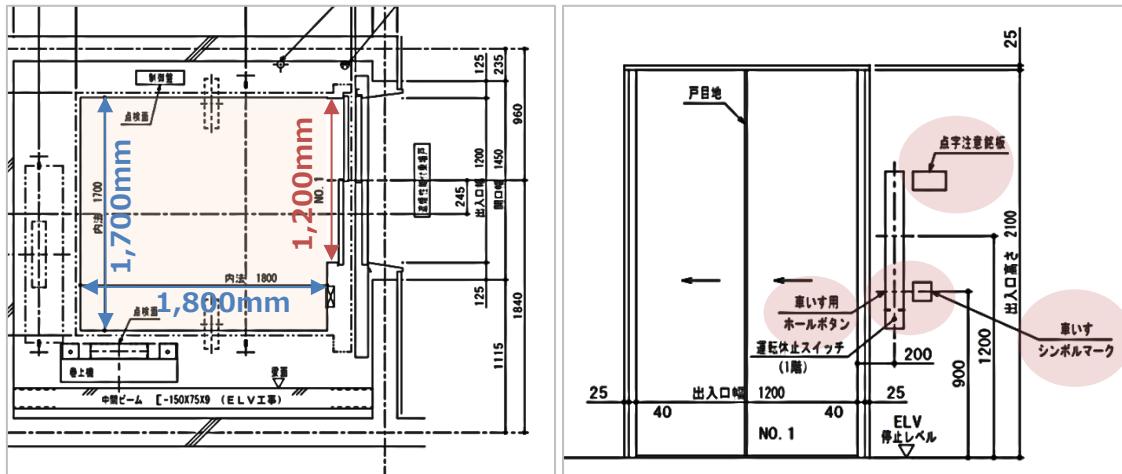
- 既存のエレベーターが給食配膳用であり、大型のエレベーターが設置されていたため、人荷共用のエレベーターを計画した際、多くの車いす利用者が支障なく使用できるかとの大きさが確保できた
- 給食配膳用エレベーターを改修することで、エレベーターシャフトを新たに設ける必要のある改修工事と比較して、工事費用を削減することができた
- また、視覚障害者の使用にも配慮し、点字を付した操作パネルを設置した



改修前 エレベーター



改修後 エレベーター



内法…1,700mm×18,00mm  
出入口幅…1,200mm

車いす利用者と視覚障害者に配慮

エレベーター平面図

エレベーター外部出入口側展開図（立面図）

**東京都 北区立飛鳥中学校（改修事例）**  
**改修に合わせ、学校の全面的なバリアフリー化を行った事例**

生徒数	321人
構造	RC、一部 S 造
竣工年	昭和 42 年等
改修年	令和 4 年
工期	1 年 3 か月
費用	約 23 億円

飛鳥中学校は、令和 4 年に機能的で使いやすい地域拠点として、学校のリノベーションを行いました。既存校舎の全面的な改修時に合わせてバリアフリー化を推進したことにより、配慮が必要な生徒も一緒に学校生活を過ごせる環境を実現しています。

**① アプローチ・昇降口**

- 校門や東門（通用門）から昇降口などそれぞれのアプローチの段差を解消した。
- 改修後の昇降口は、上靴を使用しない一足制とし、昇降口は靴箱がなく出入り口から段差のない仕様としている。



改修前



改修後

## ② 廊下

- 校舎と屋内運動場をつなぐ渡り廊下にあった段差を解消した。



改修前



改修後

### ③ エレベーター

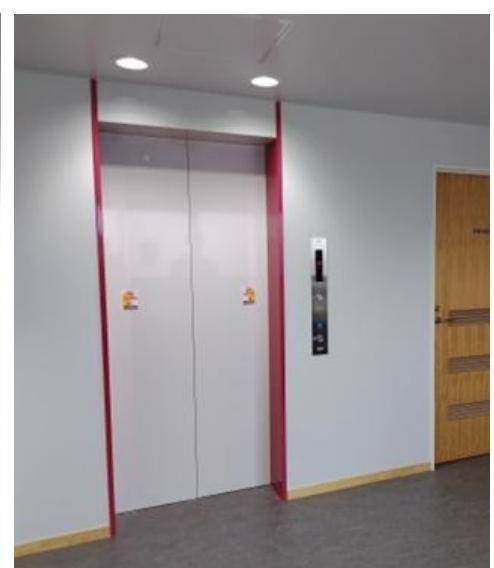
- エレベーター棟の増築は行わず、空き教室や倉庫をエレベーターシャフトとして整備した。



改修前



改修後



#### ④ トイレ

- 体育館への避難を考慮し、オストメイト用設備などを有する多機能のバリアフリートイレを校舎1階の体育館側に整備した。
- 車いす使用者用トイレは各階に男女別に設置した。



改修前



改修後 バリアフリートイレ



改修後  
車いす使用者用トイレ



改修後  
車いす使用者用トイレのサイン

## ⑤ 体育館・屋外運動場

### 【体育館】

- 体育館へのアプローチにスロープを設け、段差なしでアクセスすることができるようとした。
- 保健室を体育館に隣接させ、段差無しでアプローチできる計画とすることで、教育活動においても避難時においても一体的な運用ができるようにした。また、救急車の搬送などにも支障なく対応できる計画とした。
- 災害時に避難所として利用することを想定し、マンホールトイレは、体育館から段差なく利用できる計画とした。



体育館へのアクセス



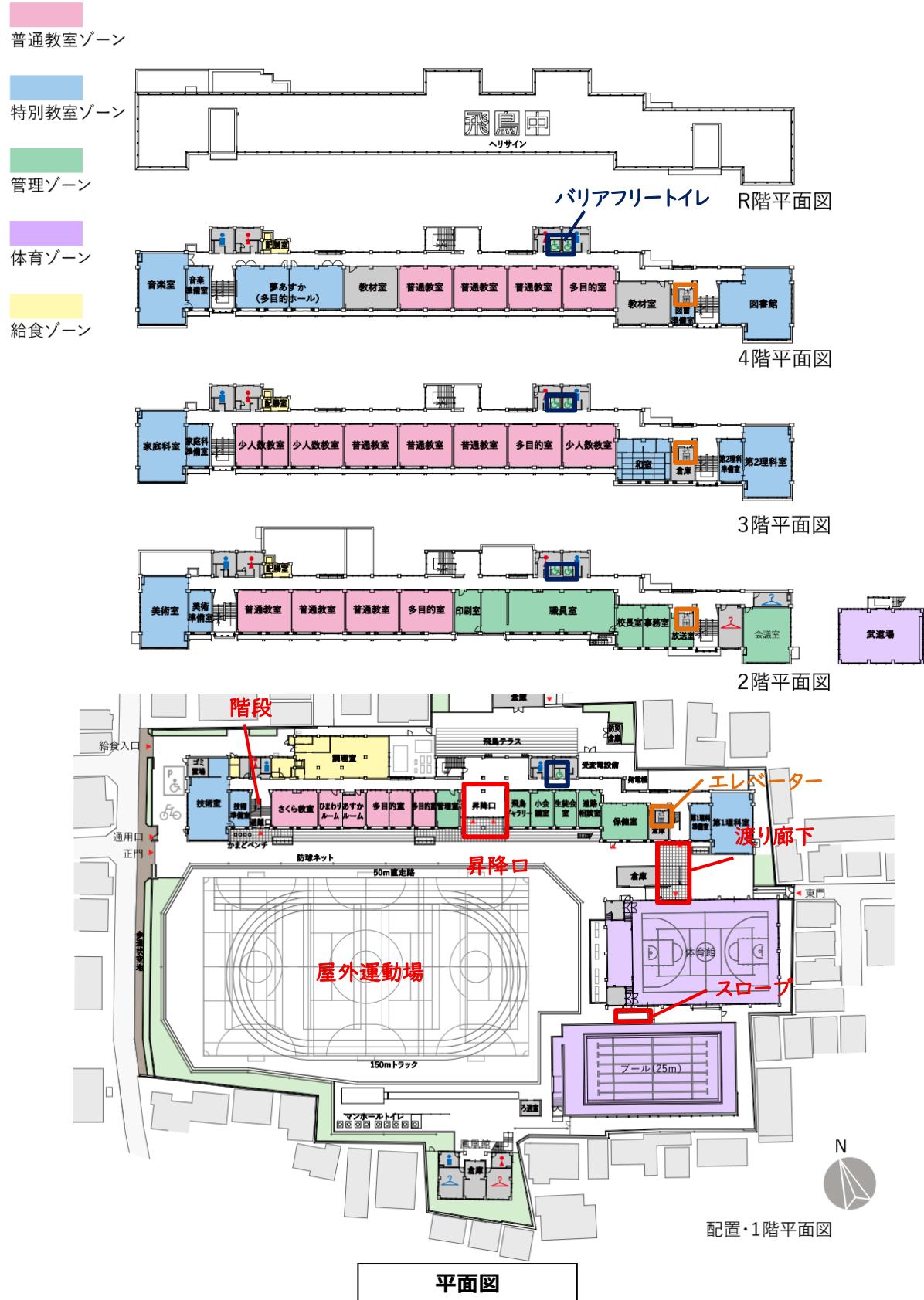
マンホールトイレ

### 【屋外運動場】

- グラウンドは砂塵対策として芝生となっている。
- グラウンドの芝生は、砂入りで、毛足の短い縮毛の人工芝（人工芝の長さ18mm・珪砂の厚さ10mm）を採用しており、車いす使用者から移動しやすいという声がある。



屋外運動場の様子



## 滋賀県草津市

### ソフト・ハード両面から、きめ細かにバリアフリー化に取り組んでいる事例

草津市では、ソフト・ハード両面から段階的にバリアフリー化の充実を図っています。

#### 【基礎情報】

- 市内学校数 20 校 :小学校14校、中学校6校
- 市内児童生徒数 :小学校 8,221 人、中学校 3,867 人
- 市内学校の建設年 :

昭和 50 年以前(1975 年以前)(築 50 年以上)	6 校
昭和51年～平成 2 年(1976 年～1990 年)(築 35 年～築 49 年)	11 校
平成 3 年～平成 17 年(1991 年～2005 年)(築 20 年～築 34 年)	2 校
平成 18 年～令和 2 年(2006 年～2020 年)(築 5 年～築 19 年)	1 校
令和 3 年以降(2021 年以降)(築 4 年以下)	0 校
- バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和 7 年度までの予定) :

	バリアフリートイレ	段差解消(敷地)	段差解消(建物内)	エレベーター
校舎	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)
屋内運動場	100% (100%)	75% (75%)	95% (95%)	95% (95%)

#### 【基本的な考え方】

- 草津市では草津市教育振興計画において、インクルーシブ教育の充実を掲げ、十分に教育を受けられるための合理的配慮を充実させ、すべての子どもの多様性を受け入れる環境整備を推進している。
- 学校改修の考え方としては概ね築 25 年を経過する小中学校を中心に大規模改造事業を実施し、そのほかトイレ改修、空調設備工事、防災機能強化工事を実施している。

### 【エレベーターについて】

- 平成15年に開校した小学校にエレベーターを設置したことを見かけに、既存小中学校へのエレベーター整備を進め、平成28年度には、全ての小中学校へのエレベーター設置を完了させた。
- エレベーターの整備は、大規模改修、耐震補強工事、校舎棟の増築等の大規模な工事と合わせて実施した。平成23年度には全校の耐震補強工事が完了したため、築25年に満たない学校や、新耐震基準で建築した学校でエレベーターが整備されていない学校は、個別にエレベーター棟を増築する工事を実施した。

草津市立小中学校 エレベーター設置状況

学校名	場所	設置	設置内容
小学校	志津小学校	校舎棟	平成22年 校舎棟増築に合わせて設置
	志津南小学校	校舎棟	平成25年 校舎棟増築に合わせて設置
	草津小学校	校舎棟	平成20年 校舎棟増築に合わせて設置
	草津第二小学校	校舎棟	平成25年 EV 棟増築工事を実施
	渋川小学校	校舎棟	平成15年 開校に合わせて設置
	矢倉小学校	校舎棟	平成15年 大規模改造工事に合わせて設置
	老上小学校	校舎棟	平成21年 耐震補強工事に合わせて設置
	老上西小学校	校舎棟	平成28年 開校に合わせて設置
	玉川小学校	校舎棟	平成24年 EV 棟増築工事を実施
	南笠東小学校	校舎棟	平成26年 EV 棟増築工事を実施
	山田小学校	校舎棟	平成20年 耐震補強工事に合わせて設置
	笠縫小学校	校舎棟	平成22年 EV 棟増築工事を実施
	笠縫東小学校	校舎棟	平成17年 トイレ改修工事に合わせて設置
	常盤小学校	校舎棟	平成25年 大規模改造工事に合わせて設置
中学校	高穂中学校	校舎棟	平成24年 EV 棟増築工事を実施
		配膳室	令和2年 中学校給食開始に伴い配膳室を増築
	草津中学校	校舎棟	平成27年 EV 棟増築工事を実施
		校舎棟	平成27年 EV 棟増築工事を実施
		配膳室	令和3年 中学校給食開始に伴い配膳室を増築
	老上中学校	配膳室	令和3年 中学校給食開始に伴い配膳室を増築
		校舎棟	平成22年 大規模改造工事に合わせて設置
	玉川中学校	配膳室	令和3年 中学校給食開始に伴い配膳室を増築
		校舎棟	平成24年 EV 棟増築工事を実施
	新堂中学校	配膳室	令和3年 中学校給食開始に伴い配膳室を増築
		校舎棟	平成23年 耐震補強工事に合わせて設置
松原中学校	配膳室	校舎棟	平成19年 大規模改造工事に合わせて設置
		配膳室	令和2年 中学校給食開始に伴い配膳室を増築

### 【その他整備について】

- スロープやバリアフリートイレは、全ての学校に整備している（バリアフリートイレは、体育館から円滑に移動できる場所にあるトイレを利用する計画を含む）。

### 【要配慮児童の情報収集等について】

- 草津市では、就学前に児童の状況や特性を確認するため、就学前相談を実施しており、学区内にいる3~5歳児の情報を把握し、配慮が必要な児童がいれば入学の1年前から、どのような支援が必要か調整を始めている（幼稚園・保育園と学校間で情報共有し、各学校が教育委員会に必要な人員等を要望）。
- また、就学前相談にあわせて、児童が入学する前に学校生活をどのように過ごすかイメージを持つもらうため、児童と保護者と一緒に学校の現地確認を行い、どのような改修が必要かを確認している。
- 例えば、草津市立志津小学校では、車いすを使用する児童や保護者の声を聞きながら、
  - ・車の乗降の際に車いすの児童が雨に濡れないように、アプローチに屋根を設置する
  - ・バリアフリートイレに、踏み台や体制保持・安定のための可動テーブルを設置する
  - ・各教室と廊下の間の段差解消のために、金属板のスロープを設置する等の整備を行った。
- 特別支援学校への就学と判定された児童であっても、保護者が希望をされた学校（特別支援学校か地域の学校）に就学することができる。受け入れに当たっては、合理的配慮の範囲で、バリアフリー化を実施している。
- 児童が入学した後も、日常生活に支障が出ていないか定期的に確認を行い、隨時、対策を講じている。
- また、滋賀県独自の制度として、特別な教育的支援が必要な児童2名に対して、合理的配慮支援員や特別支援教育コーディネーター等へ指導・助言を行うインクルーシブサポーターに対する補助を行っている（補助率：1/3）。また、市独自の制度として、合理的配慮支援員を各校1名配置している。

### 【草津市立志津小学校のバリアフリー化の取り組み ※整備事例へリンク】

- 草津市立志津小学校（改修事例）児童や保護者の声を踏まえ、細やかなバリアフリー整備を実施している事例

**東京都国立市**  
**障害者団体の意見を踏まえ、前向きなバリアフリー整備を行った事例**

国立市立国立第二小学校では、当事者から意見を伺い、日常動線となるスロープなどを整備しました。当事者参画により、障害の有無にかかわらず、共に学び、育つことができる学校環境を実現しています。

**【当事者参画の実施方針・位置づけ】**

- 国立市では、「国立市第3次しようがいしゃ計画」においても、「バリアフリーのまちづくりの推進」の「方向性」の一つとして、「新規のものについては、ユニバーサルデザインの考え方に基づき整備をし、当事者の意見を参考にしながら、しようがいのある人に配慮したまちづくりを推進」するとしており、公共施設の新築・改築工事では当事者から意見を伺いながら進めている。
- また、国立市では、フルインクルーシブ教育の理念を掲げており、市内の学校においてバリアフリーに配慮した学習空間の整備を進めている。

**【当事者参画の方法】**

- 市内5団体（肢体障害、発達障害、精神障害、障害児の保護者、聴力障害）、障害のある児童の保護者の方へヒアリングを行った。

**【当事者の人選】**

- 障害者支援の担当部署に相談し、施設整備にあたり当事者の視点で課題を把握することを目的として、上記の団体を、意見聴取を行う対象とした。

**【ファシリテーターの活用】**

- ファシリテーターは設けず、市職員が障害者団体へヒアリングを行った。

**【当事者参画の実施時期】**

- 実施設計段階で実施した。

**【当事者参画に用いた資料】**

- 設計図面等

**【当事者参画の内容】**

- 実施設計段階で、バリアフリーについて（トイレのあり方、避難の形式（車いすのまま乗ることができる避難リフトの活用）、点字のあり方等）意見を伺った。

- その中で、災害時に障害を持つ方が複数いる場合にはエレベーターが使えず、避難が難しいのではないか、避難用のスロープを屋外に設置してほしいと提案があった。

### 【参画後の意見調整等】

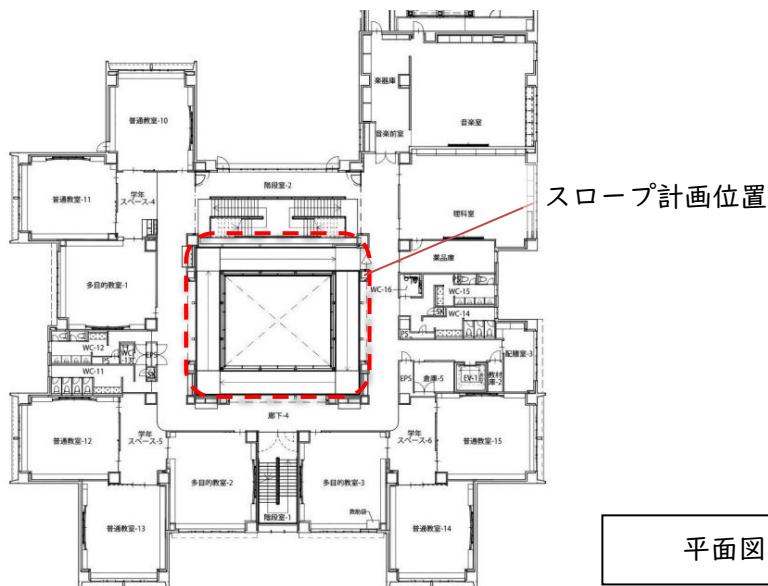
- 屋外のスロープとなると、メンテナンスや避難以外にはあまり活用できないという問題がある点、障害の有無に関わらず一緒に時間を過ごす、相互理解を深めるといった点から、どういった施設のあり方が望ましいのかという観点で、府内で検討を行った。
- 検討の結果、普段から使用できるスロープにするため、もともと四角い形状で計画していた中庭の周りにスロープを収めるという形とし、その案を障害者団体に改めて相談し、設計案を固めた。
- また、本学校の設計前に、子育て支援施設の設計で障害者団体と意見交換をした際にあったトイレのあり方や手洗い等に関する意見も、本学校の設計に生かしている。



校舎の中央に整備されたスロープ



手洗い場の足元は、車いすでも使用できるよう、クリアランスを確保



平面図 スロープ計画位置